

議案第29号

芽室町森林環境譲与税基金条例制定の件

芽室町森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和元年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 本町における森林整備及びその促進に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、芽室町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 町長は、第1条に規定する施策に要する経費の財源に充てる必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、徴収した森林環境税を定められた基準に基づき市町村へ森林環境譲与税として譲与されることから、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運用するために本条例を制定しようとするものです。